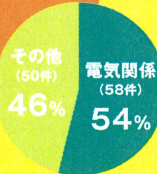


地震による 電気火災 対策を！

東日本大震災における
本震による火災全111件のうち、
原因が特定されたものが108件。
そのうち過半数が
電気関係の火災でした。



※日本火災学会誌
「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」
より作成



地震が引き起こす 電気火災とは？

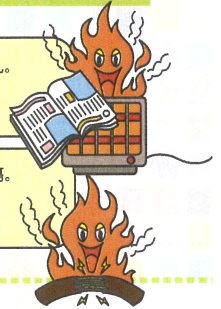
地震の揺れに伴う電気機器からの
出火や、停電が復旧したときに
発生する火災のことです。

電気火災の事例 (その1)

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。
停電した状態から通電し、ストーブが作動。
紙類に着火、火災が発生。

電気火災の事例 (その2)

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。
通電の瞬間、コードがショート。
散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。

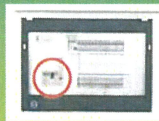


感震ブレーカーが 効果的です！

感震ブレーカーを設置して、
電気火災から
「家」「地域」を守ろう。

感震ブレーカーとは？ 感震ブレーカーは、地震を感じると
自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

感震ブレーカーの種類



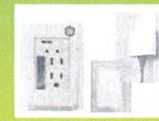
分電盤タイプ(内蔵型)
分電盤に内蔵されたセンサー
が揺れを感じ、ブレーカーを
落として電気を遮断。
約5~8万円(標準的なもの)

電気工事が必要



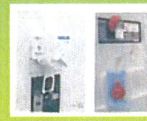
分電盤タイプ(後付型)
分電盤に感震機能を外付けする
タイプで、漏電ブレーカーが設
置されている場合に設置可能。
約2万円

電気工事が必要



コンセントタイプ
コンセントに内蔵されたセン
サーが揺れを感じ、コンセント
から電気を遮断。
約5,000円~2万円

電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込む
だけのタイプがある



簡易タイプ
ばねの作動や重りの落下によ
りブレーカーを落として、電気
を遮断。
3,000円
~4,000円程度

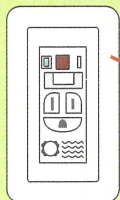
電気工事が不要

(注)住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

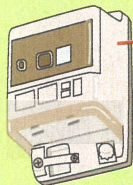
【問い合わせ先】 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課 〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号
TEL(03)-3501-1742
経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>



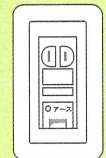
こんなところには漏電遮断器とアース配線を



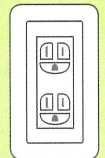
洗面所などで使う洗濯機や衣類乾燥機にはコンセント型漏電遮断器やアース付コンセント



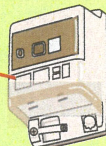
池の循環ポンプ、屋外で使う電動工具や電化製品、などには、屋外コンセント型漏電遮断器



アース端子付
コンセント



アース極付
コンセント



屋外の自動販売機などには、屋外コンセント型漏電遮断器

アースの
必要な
電化製品

- ▶洗濯機・衣類乾燥機
- ▶食器洗い乾燥機
- ▶電子レンジ・電気温水器
- ▶ルームエアコン
- ▶温水洗浄便座・ポンプなど

注意!!

水道管やガス管にアースをつないではいけません
電気工事店や軽電気工事センターに頼んで、正しいアース配線を取りつけてください。

経済産業省からの

「長期使用製品安全点検制度」 に関するお知らせ

- 製品が古くなると、部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。
- 消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された「長期使用製品安全点検制度」では、下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合に、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きます。点検通知に記載の連絡先

に連絡し、点検期間に点検を受けましょう。

- 点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。下記の対象製品(特定保守製品)を購入した際や、所有者情報が変わった際は、対象製品(特定保守製品)に記載の登録先(メーカーなど)に知らせましょう。

特定保守製品を買ったら...

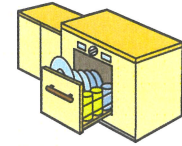
「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーなどに登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送し、登録をしましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。

対象製品 (特定保守製品)

※平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象となります。なお、それ以前の製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ね下さい。

- ▶ 屋内式ガス瞬間湯沸器
- ▶ 屋内式ガスふろがま
- ▶ 石油給湯機
- ▶ 石油ふろがま
- ▶ FF式石油温風暖房機
- ▶ ビルトイン式電気食器洗機
- ▶ 浴室用電気乾燥機

浴室用電気乾燥機



ビルトイン式電気食器洗機



対象製品に関する情報など、本制度に関する詳細は、次の経済産業局までお問い合わせください。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び
福島県の方は
東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
TEL022-221-4918(直通)

新潟県の方は
関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
TEL048-600-0409(直通)

※個別の製品に関するお問い合わせは、対象製品のメーカー、販売店などにご連絡ください。

この制度のお知らせホームページ

URL:http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html